

地独評委第16号
令和5年3月10日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 中島 茂



意見書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の役員報酬規程の改正について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき令和5年1月10日付け医整1094号で通知のあった法人の役員報酬規程の改正については、適当と認める。